

官報号外

平成三十年十一月三十日

○ 第百九十七回 参議院会議録第六号

平成三十年十一月三十日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程

第六号

平成三十年十一月三十日

午前十時開議

第一 社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、漁業法等の一部を改正する等の法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(伊達忠一君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、
漁業法等の一部を改正する等の法律案について、
提出者の趣旨説明を求めていたと存じますが、
御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

きる数量の最高限度を定め、これを船舶等ごとに割り当てるなど、水産資源の保存及び管理のための制度を整備することとしております。

次に、大臣許可漁業について、許可の要件となる制限措置等に関する規定を整備するとともに、漁獲割当ての対象となる特定水産資源を採捕するものについては、一定の場合を除き、船舶の規模に関する制限措置を定めないものとすることとしております。

さらに、漁業権制度について、海区漁場計画の作成の手続を定めるとともに、漁業権がその存続期間の満了により消滅した後に設定する漁業権について、漁業権の申請が重複したときは法定の優先順位に従つて免許する仕組みに代えて、新たに、存続期間が満了する漁業権を有する者が漁場を適切かつ有效地に活用している場合はその者に、それ以外の場合には地域の水産業の発展に最も寄与するという極めて重要な役割を担つています。しかし、水産資源の減少によつて生産量は長期的な減少傾向にあり、漁業者数も減少しているといふ厳しい課題を抱えています。

こうした状況の変化に対応して、漁業生産力の発展を図る観点から、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、併せて漁業協同組合等の事業及び経営基盤の強化を図ることが必要であります。

このため、水産資源の保存及び管理に関する制度を整備するとともに、漁業の許可及び免許等の漁業生産に関する基本的制度並びに漁業協同組合等に関する制度を一体的に見直すこととしたところであります。

このため、水産資源の保存及び管理に関する制度を整備するとともに、漁業の許可及び免許等の漁業生産に関する基本的制度並びに漁業協同組合等に関する制度を一体的に見直すこととしたところです。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、漁業法の一部改正であります。
まず、資源管理は漁獲可能量による管理を行うことを基本原則とし、資源評価が行われた水産資源について、一定の期間中に採捕することがで

きる第三に、水産資源保護法の一部改正など所要の改正を行ふとともに、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の廃止を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。中泉松司君。

○中泉松司君 おはようございます。自由民主党の中泉松司です。

私は、自民・公明を代表して、ただいま議題となりました漁業法等の一部を改正する等の法律案について、農林水産大臣に質問をいたします。

質問に先立ち、昨日、ユネスコ世界文化遺産に、来訪神、仮面・仮装の神々として、沖縄宮古島のバーントウ、秋田県男鹿のなまはげなど十の伝統文化が選定されました。関係各位の御尽力に心から敬意を表しますとともに、このことが日本の魅力更に発信し、日本の発展につながるものと願うものであります。

それでは、質問に入らせていただきます。

一九七二年からの十六年間、我が国の漁業生産高は連続して世界一でしたが、僅か三十年足らずのうちに生産高は著しく減退し、ピーク時のおよそ三分の一まで落ち込んでしまいました。しかし、我が国周辺には、暖流、寒流が複雑に混じり合い、多様な水産資源を生み出す世界有数の広大な漁場が広がつており、漁業の潜在的な力は依然として大きいものがあります。そして、漁業は、私たち日本人の健康や和の文化を担つてゐます。

私たちとは伝統的に魚介類や海藻を取り入れた食生

官報 (号外)

〔國務大臣吉川貴盛君登壇、拍手〕

○國務大臣(吉川貴盛君) 中泉議員の御質問にお答えします。

漁業生産量の減少についてのお尋ねがありました。

かつて世界一を誇った我が国の漁業生産量は、

今やピーク時の半分以下に減少しております。

漁業生産量の減少の要因として、まず、マイワシ資源の大幅な減少や遠洋漁業の縮小が挙げられます。このほかにも減少している水産資源がありますが、より適切に管理をしていれば、減少を防止、緩和できたものも多いと考えています。

また、水産資源を活用する漁業者の減少、高齢化も、漁業生産量の減少の要因となっています。

一方、外に目を向けると、国際的な水産物の需

要の高まりにより我が国周辺水域で外国漁船による操業が活発化するなど、我が国の漁業者が水産

資源を十全に活用できていない状況にあります。

水産政策の改革により、こうした課題の解決を

図り、漁業の生産力を高めていく考えであります。

資源管理についてお尋ねがありました。

資源管理の実施に際しては、沿岸漁業の実情に配慮すべきことは当然と考えております。

このため、TAC対象魚種の追加については、資源状況、漁獲の実態等を踏まえ、必要性が高いものから行うとともに、IQ方式の導入についても、コスト面も含め漁獲量の把握体制等の準備が整った漁業種類、操業区域等から順次導入することとしております。

また、これらの資源管理体制を実施するに当たりましては、沿岸漁業者の経営への影響を緩和するため、収入安定対策の活用も含め、最大限の配慮を行つてまいる所存です。

若者に魅力ある漁業のための措置についてのお

尋ねがありました。

我が国の漁業者数は一貫して減少傾向にあり、平均年齢も約五十七歳と高齢化が進んでいます。

こうした中で、新規就業者を育成、確保し、我が国漁業を持続的に発展させていくためには、漁

業者の所得を向上させ、漁業を若者にとってやりがいのある魅力的な産業にしていくことが重要と考えています。

このため、漁業者が經營判断に基づき、労働環境の改善や生産性の高い操業を行うことができるよう、漁獲量の相当部分にIQが導入された漁船については規模に関する制限を定めないこととするとともに、作業性、居住性、安全性の高い漁船の導入を支援してまいります。

あわせて、経験のない就業希望者の長期研修や新規就業者への低利融資等の支援を引き続き講じていきます。

漁業権の設定についてのお尋ねがありました。

漁場を適正かつ有効に活用しているとは、漁場の環境に適合するように、資源管理や養殖生産を行い、将来にわたり持続的に漁業生産力を高めるよう漁場を活用している状況を考えております。

具体的な判断は、都道府県知事が漁業権者から

の漁場の利用状況等についての報告を受けて行つ

こととしています。例えば、他の漁業者の生産に支障を及ぼしたり、海洋環境の悪化を引き起こす

ようなときは、適切かつ有効とは認められず、海

区漁業調整委員会の意見を聽いた上で、指導や勧

告等の是正措置を講じることになります。

また、新たな漁業権の設定については、周辺で操業する他の漁業に支障を及ぼすことのないよ

う、事前に地元の漁業者などの利害関係人の意見を聴いて海区漁場計画を作成するとともに、計画

決定及び免許の段階で海区漁業調整委員会の意見

を聴くこととしております。

このような制度により、地元と協調した漁場の利用を図つてまいります。

海面利用制度に関し、企業の参入についてのお

尋ねがありました。

企業の参入を含め、地域の水産業の発展に最も

寄与する者に免許する場合には、例えば、漁業生

産が増えて地域の漁業者の所得向上につながる、

地元の雇用創出や就業者の増加につながるなど、

企業の参入を含め、地域の水産業の発展に最も

寄与する者に免許する度合いによって判

断されることとなります。地域の実情や長期的

な観点を踏まえ、判断が総合的に行われる必要が

あると考えております。

こうした点を含め、都道府県によって判断の基

準が大きく異なることがないようにする観点か

ら、国が技術的な助言として考え方を示していく

こととしています。

密漁や違法操業への対策についてのお尋ねがあ

りました。

沿岸域での密漁対策については、今般の罰則の強化による密漁の抑止効果を最大限生かすためにも、関係者が密接に連携し、情報共有、合同取締り等の漁業取締りを強化するなど密漁対策を総動員し、推進してまいります。

外国漁船による違法操業対策については、関係省庁との連携強化はもちろんのこと、水産庁の漁業取締り体制の強化を含め、しっかりと対応してまいります。(拍手)

本日、本会議に登壇し、本会議質問をさせてい

ただいていますが、今国会中の参議院農林水産委員会の定期例日はあと二日しかありません。一足先に審議入りした入管法改正案と併せて、我が参議院はどうなってしまったんでしょうか。参議院は官邸の下請機関ではありません。

今国会に漁業法の改正案がかかるかもしれない

ところで、私も閉会中、何人かの漁業者や漁業関係者の話を聞いてまいりました。北海道で

は、イカの不漁、アキサケの不漁や小型化、一部

魚種の魚価安や浜値と小売値の格差など、漁業を

取り巻く現状は大変厳しいという認識を持つこ

の本会議に臨んでいます。

議場の皆様も御案内のとおり、漁業者も減り、

にぎわいのなくなつた浜や寂れた漁村が増えてい

るのは事実でしょう。浜や漁村に元気がないのは

漁業法のせいでしょうか。私は、農山漁村から都

市に人口が移動するのを止められない政府の政策

と、少子化にストップが掛けられない政策の貧困

が原因だと考えます。

まず、政府にお伺いいたします。

二〇一七年十五万人とされている漁業者の人口

は、例えば二〇五〇年に何人にまで減少している

と推定していますか。また、その間になくなる漁

村集落は幾つになると推定していますか。改めて

農林水産大臣の答弁をお伺いいたします。

農山漁村の人々が住む重要性について、農林水産大臣からお答え願います。

漁村や沿岸漁業の多面的機能については、既に常識になつてゐるはずです。せつかくの機会ですので、私から指摘するのをやめて、農林水産大臣に答えていただくといたしましよう。今回の改正で、浜や漁業者から改正を望む声はあつたのでしょうか。また、沿岸漁業や漁村集落にどのような良い影響があるのか、農林水産大臣にお伺いいたします。

今回の法改正でも、農林水産委員会ではもう既に定番ですが、規制改革会議水産ワーキング・グループからの要望がスタートになっています。ワーキング・グループの議論から法案提出までの時間が余りにも短い。漁業者や漁業関係者にどこまで理解が広がっているのか伺います。まずは、水産政策審議会での程度議論したのかお答えください。

地方説明会を開催したという報告も受けていますが、水産庁は一方的に説明するだけで、漁業者の意見を聞いて改革案に反映させる意図は全く見られず、説明会には漁協の幹部だけしか来ていませんし、法案の影響を最も受けける組合員、漁業者まで届いていないはずです。

現に、北海道漁連と幾つかの漁協の方とお話をさせていただきましたが、組合長や専務さんは当然改訂されることを理解しておられましたが、一般の組合員は臨時国会に本法案が提出されていることさえ知らない方がたくさんいました。漁業者直にお認めになるでしょうか。

今年度の水産の予算と来年度の概算要求の額を教えてください。今回は、漁連や各団体にはいろいろと説明しているようですが、出された数々の懸念に対する答えとして、予算の増額で説得したのも事実でしょうか。

まず、法律案に入る前に一つお伺いいたします。多くの漁業者から、中国、韓国などの漁船との問題についていろいろと要望を受けています。国際的な漁業に関する協定や協約、あるいはルール違反など、様々な要望や相談が水産庁にも寄せられています。

我が国の漁船が安全に操業するため、それぞれどんな御努力をいただいているのか、農林水産大臣、外務大臣及び海上保安庁を所管する国土交通大臣にお伺いいたします。

今改正は企業の参入を容易にするための改正ですか。現在でも企業が漁協に加入して様々な漁業に参画しています。現行法のままではなぜ駄目なのでしょうか。農林水産大臣に伺います。

北海道の漁業関係者に企業の漁業への新規参入の可能性についてお伺いしたところ、新規に企業が参画するのに魅力的な魚種や漁法はないだろう、天候やあるいは資源の減少など様々な影響を受けるという答えでした。

今回の法改正で企業が参入に意欲を示しているのは、やはりマグロの養殖などの養殖漁業でよろか。マグロは日本人にも諸外国の人々にも最も愛されている人気の魚ですが、ちなみに、養殖業は海面のあるいは海底の環境問題とも密接に関係しています。

今回、沿岸の漁場管理について改正が行われますが、企業の養殖業の参入を前提とした改正でしょうか。また、漁業の基本は海をきれいに保つことであります。養殖業は漁場環境に負荷を掛けられる場合がありますが、企業の撤退や場所の移動に廃止は、沿岸漁業秩序の混乱をもたらしかねません。地域の漁業者が不利益を被ることは今後一切

ないと断言できるのか、農林水産大臣、お答えください。

次に、IQ制度について伺います。

IQ制度は経営の視点からのもので、遠洋、沖合の大規模漁業に適用できたとしても、沿岸の小規模漁業への適用は過大な管理コストと漁業現場の混乱を招きかねないなどの懸念があります。また、我が国の領海内での操業に適用することへの懸念も聞いています。農林水産大臣のお考えを伺います。

我が國の漁船が安全に操業するため、それぞれどんな御努力をいただいているのか、農林水産大臣、外務大臣及び海上保安庁を所管する国土交通大臣にお伺いいたします。

今改正は企業の参入を容易にするための改正ですか。現在でも企業が漁協に加入して様々な漁業に参画しています。現行法のままではなぜ駄目なのでしょうか。農林水産大臣に伺います。

北海道の漁業関係者に企業の漁業への新規参入の可能性についてお伺いしたところ、新規に企業が参画するのに魅力的な魚種や漁法はないだろ

う、天候やあるいは資源の減少など様々な影響を受けるという答えでした。

今回の法改正で企業が参入に意欲を示しているのは、やはりマグロの養殖などの養殖漁業でよろ

うか。マグロは日本人にも諸外国の人々にも最も愛されている人気の魚ですが、ちなみに、養殖業は海面のあるいは海底の環境問題とも密接に関係

しています。

今回、沿岸の漁場管理について改正が行われま

すが、企業の養殖業の参入を前提とした改正で

しょうか。また、漁業の基本は海をきれいに保つ

ことであります。養殖業は漁場環境に負荷を掛け

る場合がありますが、企業の撤退や場所の移動に

廃止は、沿岸漁業秩序の混乱をもたらしかねませ

ん。地域の漁業者が不利益を被ることは今後一切

の減少が生じると見込まれます。

最後に、漁業法の最も大事な概念の民主化の文言がなくなり、一方で、大臣、都道府県知事の権限が大きくなる、後世に大きな禍根を残しかねない、大変心配の種が消えない改正案であるとの印象を申し上げ、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣吉川貴盛君登壇、拍手〕

○国務大臣(吉川貴盛君) 小川議員の御質問にお答えいたします。

将来の漁業者人口及び漁村集落数についてのお尋ねがありました。

近年の年齢階層ごとの変化率や新規就業者数を前提として水産庁が行った試算においては、今後七万人程度で収束する可能性があると予測されています。

漁村集落数について、漁業センサスによれば、定義は異なるものの、一九九三年の調査結果では漁業集落数は六千五百八十五集落であり、直近の二〇一三年の調査結果では六千二百九十八集落となっています。同一の定義で調査された二〇〇三年の調査結果から二〇一三年の調査結果では、集落数にはほとんど変化はありません。

このことから、漁業集落数の減少は漁業者数の減少ほど大きくないと考えておりますが、今後相

応の減少が生じると見込まれます。

源の実情や漁業秩序に即した運用を行います。優先順位の廃止等が漁業者に不利益をもたらすのではないかとのお尋ねがありました。

特定区画漁業権は、多数の漁業者により営まれる養殖業の種類を法定し、漁協を優先順位の第一としていましたが、養殖の実態が多様化しているため、その実態に応じて漁業者か漁業者の組織する漁協かのいずれかに免許できるよう制度を見直すものであります。

今回の見直し後も、漁協が免許を受けて漁場を適切かつ有効に利用している場合には、漁業権の存続期間の満了後も、その漁協に優先して免許することとしております。

また、新たな区画を設定する場合にも、都道府県知事は、事前に地元の漁業者や漁協等の意見を聴いて海区漁場計画を作成し、周辺で操業する他の漁業に支障を及ぼさないように漁業権を設定しなければならないこと、計画に基づいて免許する際にも、海区漁業調整委員会の意見を聴き、地域の実情に即して地域の水産業の発展に寄与する者に免許することとしております。

こうした制度が適切に運用されることにより、地域の漁業者が不利益を被ることがないように対応してまいりたいと考えています。

漁業の免許における判断基準についてお尋ねがありました。

免許の制度については、個々の事案ごとに地域の漁業に精通する都道府県が実態に即して判断することになりますが、都道府県によって判断の基準が大きく異なることがないようにする観点から、国が技術的な助言を定め、その考え方を示していく考え方であります。

また、免許に際しては、事前に既存の漁業者等の利害関係人の意見を聴いて検討を加え、その結果を踏まえて海区漁場計画を作成しなければなら

ないこと、この計画作成や計画に基づく免許についても、地元の漁業者が主体となる海区漁業調整委員会の意見を聽かなければならないこととしておりま

ります。

このように、知事が恣意的に運用することができない仕組みとしており、その基準が裁量によつてゆがめられることはないものと考えております。(拍手)

〔國務大臣河野太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(河野太郎君) 我が国漁船の安全な操業の確保についてお尋ねがありました。

外務省では、地域漁業管理機関や二国間協定等を通じた国際ルールの形成、運用により、海洋生物資源の適切な保存管理や漁業秩序の維持に努めるとともに、我が国排他的経済水域における他の漁船による違法操業等に対しては外交ルートでの申入れなどを行っています。

引き続き、我が国漁船の安全な操業の確保のため、関係省庁とも連携しながらしっかりと取り組んでまいります。(拍手)

〔國務大臣石井啓一君登壇、拍手〕

○國務大臣(石井啓一君) 小川勝也議員にお答えをいたします。

我が国漁船の安全操業についてお尋ねがありました。

七十年もの間続いてきた浜のルール、漁業の現

場に定着してきた秩序を大きく変えることを、漁業の申入れなどを行っています。

引き続き、我が国漁船の安全な操業の確保のため、関係省庁とも連携しながらしっかりと取り組んでまいります。(拍手)

〔國務大臣石井啓一君登壇、拍手〕

こうした制度が適切に運用されることにより、地域の漁業者が不利益を被ることがないように対応してまいりたいと考えています。

漁業の免許における判断基準についてお尋ねがありました。

化を進め、日本漁船の安全確保を最優先とし、関係省庁とも緊密に連携しつつ、これら外国漁船に對しまして厳正に対処してまいります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 德永エリ君。

〔徳永エリ君登壇、拍手〕

○徳永エリ君 国民民主党・新緑風会の徳永エリです。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました漁業法等の一部を改正する等の法律案につきまして、吉川農林水産大臣に質問をさせていただきます。

七十年もの間続いてきた浜のルール、漁業の現場に定着してきた秩序を大きく変えることを、漁業の申入れなどを行っています。

私も、幾ら来年選挙を控えているとはいえ、企業には配慮、漁民にはごまかしながら、短い臨時国会の会期の中で急いで成立させようとするやり方、全く納得がいきません。

一九四九年に成立した戦後の漁業法は、海に出ない羽織漁師による地先の海の支配により、地元漁民が地元の資源を利用できず、利益が都市へ流出していったことの反省から作られた、浜と漁民の暮らしを支えた漁業の民主化を図る法律です。

地元の海で働く漁業生産者に優先的に漁業権を使わせ、そのため地元の漁民が全員加入していない漁業協同組合が地先漁業権の一括した受け手となり、漁協内の合意の下、漁場の円滑な利用を図るというものであり、安定した優れた仕組みであるがゆえに、七十年間大きな改正もされずに続いたのです。

また、漁業権の付与は、法律で優先順位を定めた現行制度を廃止し、養殖業への新規参入や規模拡大を促すとしていますが、漁業権は地元の海で働いてきた漁業生産者に優先的に付与されるべきものであり、企業や新規参入者と同列に扱うべきものではありません。

そこで、吉川大臣にお伺いいたします。

なぜ漁業権付与の優先順位を定めた現行制度を廃止するのですか。そもそも現行法では、漁業や漁村の振興を図るために、地域漁民に優先して漁業権を付与してきました。そのことに何か問題があつたのでしょうか。明確に優先順位をなくす理由を御説明ください。

改正法案では、漁業権者は、都道府県知事が漁本漁船を保護するため、直ちに巡視船を現場に向かわせるなど、適切に対応しているところであります。

巡視船、航空機の増強など、海上保安体制の強化を可能とし、漁業の生産性を高める、漁業権の付与については、法律で優先順位を定めた現行制

場を適切かつ有効に活用していないと判断すれば、漁業権のいわゆる更新を拒否できるとしています。何をもって適切と判断するのかが、これまでの審議の中で明らかになっておりません。大臣は、適切かつ有効に活用について、都道府県によって判断の基準が大きく異なることがないようとする観点から、国が技術的助言を定め、適切かつ有効の考え方を示していくと答弁されていました。しかし、技術的助言とは法的拘束力のない参考文書であり、都道府県知事はそれに従う義務はありません。適切かつ有効に活用についての国の技術的助言では、知事が恣意的に判断し、権限を行使することを阻止できないのではないか。

また、大臣がTACを設定し、これを受けて大臣と都道府県知事が船舶等ごとにIQを設定するとしています。しかし、どのような基準で設定、配分するのか全く分かりません。過去の漁獲実績等を考慮してあらかじめ基準を定め、設定するということです、が、水産資源は捕れる年もあれば捕れない年もあります。過去の実績を考慮してとは具体的にどういうことですか。また、多種多様な資源を漁獲対象としている沿岸漁業の特性を踏まえて、十分な準備と体制ができるまではIQ設定を行わないことなど、沿岸の小規模漁業者への配慮が必要と考えますが、いかがでしょうか。

また、配分された漁獲割当割合は、農林水産大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに限り移転をすることができる、つまり船舶等とともにリースや売買が可能です。また、IQ数量を年度内に限つて融通することもできるので、この法案で導入されるのは、IQではなく、実際に譲渡可能個別割当制度、ITQではないでしょうか。

リース料や売買価格には国も都道府県も関与せ

ず、不透明です。そもそも、大臣や知事から無料で配分された漁獲割当割合を売買するといふことが国民に理解されるのでしょうか。さらに、小規模漁業者に配分された漁獲割当割合がリースや売買によって特定の企業に集積され、その企業によつて判断の基準が大きく異なることがないようにする観点から、国が技術的助言を定め、適切かつ有効の考え方を示していくと答弁されていました。しかし、技術的助言とは法的拘束力のない参考文書であり、都道府県知事はそれに従う義務はありません。適切かつ有効に活用についての国の技術的助言では、知事が恣意的に判断し、権限を行使することを阻止できないのではないか。

また、大臣は、漁協や沿岸漁業の役割についてどのようにお考えなのでしょうか。離島や半島でも含め、どんなに小さな漁協であろうが、沿岸漁業者と共に、地域の経済と暮らしを支え、歴史と文化をつなぎ、国土を保全し、水産資源を管理し、海の安全を守ってきた、その役割は大変に重要です。今回の改正後もその役割は果たしていくのでしょうか。

さらに、今回の改正では、漁業者が主体となつて漁業調整を行つている海区漁業調整委員会の漁民委員の公選制を廃止し、全員が都道府県知事に任命されることになります。現在は、選挙で選ばれた漁民委員が九人、学識経験者及び公益代表が六人、計十五人です。改正案では、委員の数を十人から二十人の範囲に変更できることともに、漁民委員を従来の六割から過半数に引き下げることになります。知事の権限が強化され、漁業者の声は届きにくくなり、海区漁業調整委員会のこれまでの機能が十分に果たせなくなります。

これまで、漁場利用や漁業調整について、知事の決定に不満があつても、漁民委員が参加して決めたことだから従わなければならぬと漁協も

御清聴いたしました、ありがとうございました。(拍手)

○國務大臣吉川貴盛君 德永議員の御質問にお答えいたします。

漁業権の優先順位の法定制についてのお尋ねがありました。

現行法の優先順位制度については、羽織漁師とも言われた、自ら漁師、漁業を営まない者による漁場利用の固定化を防止する観点から導入されたものですが、こうした法制定当時の課題は既に解消されています。

一方、現行制度は、法律で詳細かつ全国一律に既存の漁業者等の利害関係人の意見を聴いて検

査を適切かつ有効に活用していないと判断すれば、漁業権の存続は既に価格も下がつていて、企業の養殖事業参入が増え、生産力を更に拡大すれば、漁業者の經營に大きな影響を及ぼすおそれがあるのでないでしょうか。また、環境容量も限界に来ていて、毎年巨額の赤潮被害が出ています。養殖事業の拡大による環境への影響についてはどうにお考えなのでしょうか。

最後に、大臣は、漁協や沿岸漁業の役割についてどのようにお考えなのでしょうか。

さらに、今回の改正では、漁業者が主体となつて漁業調整を行つている海区漁業調整委員会の漁民委員の公選制を廃止し、全員が都道府県知事に任命されることになります。現在は、選挙で選ばれた漁民委員が九人、学識経験者及び公益代表が六人、計十五人です。改正案では、委員の数を十人から二十人の範囲に変更できることともに、漁民委員を従来の六割から過半数に引き下げることになります。知事の権限が強化され、漁業者の声は届きにくくなり、海区漁業調整委員会のこれまでの機能が十分に果たせなくなります。

これまで、漁場利用や漁業調整について、知事の決定に不満があつても、漁民委員が参加して決めたことだから従わなければならぬと漁協も

御清聴いたしました、ありがとうございました。(拍手)

○國務大臣吉川貴盛君 德永議員の御質問にお答えいたします。

漁業権の優先順位の法定制についてのお尋ねがありました。

現行法の優先順位制度については、羽織漁師とも言われた、自ら漁師、漁業を営まない者による漁場利用の固定化を防止する観点から導入されたものですが、こうした法制定当時の課題は既に解消されています。

一方、現行制度は、法律で詳細かつ全国一律に既存の漁業者等の利害関係人の意見を聴いて検

査を適切かつ有効に活用していないと判断すれば、漁業権の存続は既に価格も下がつていて、企業の養殖事業参入が増え、生産力を更に拡大すれば、漁業者の經營に大きな影響を及ぼすおそれがあるのでないでしょうか。また、環境容量も限界に来ていて、毎年巨額の赤潮被害が出ています。養殖事業の拡大による環境への影響についてはどうにお考えなのでしょうか。

最後に、大臣は、漁協や沿岸漁業の役割についてどのようにお考えなのでしょうか。

さらに、今回の改正では、漁業者が主体となつて漁業調整を行つている海区漁業調整委員会の漁民委員の公選制を廃止し、全員が都道府県知事に任命されることになります。現在は、選挙で選ばれた漁民委員が九人、学識経験者及び公益代表が六人、計十五人です。改正案では、委員の数を十人から二十人の範囲に変更できることともに、漁民委員を従来の六割から過半数に引き下げることになります。知事の権限が強化され、漁業者の声は届きにくくなり、海区漁業調整委員会のこれまでの機能が十分に果たせなくなります。

これまで、漁場利用や漁業調整について、知事の決定に不満があつても、漁民委員が参加して決めたことだから従わなければならぬと漁協も

御清聴いたしました、ありがとうございました。(拍手)

○國務大臣吉川貴盛君 德永議員の御質問にお答えいたします。

漁業権の優先順位の法定制についてのお尋ねがありました。

現行法の優先順位制度については、羽織漁師とも言われた、自ら漁師、漁業を営まない者による漁場利用の固定化を防止する観点から導入されたものですが、こうした法制定当時の課題は既に解消されています。

一方、現行制度は、法律で詳細かつ全国一律に既存の漁業者等の利害関係人の意見を聴いて検

査を適切かつ有効に活用していないと判断すれば、漁業権の存続は既に価格も下がつていて、企業の養殖事業参入が増え、生産力を更に拡大すれば、漁業者の經營に大きな影響を及ぼすおそれがあるのでないでしょうか。また、環境容量も限界に来ていて、毎年巨額の赤潮被害が出ています。養殖事業の拡大による環境への影響についてはどうにお考えなのでしょうか。

最後に、大臣は、漁協や沿岸漁業の役割についてどのようにお考えなのでしょうか。

さらに、今回の改正では、漁業者が主体となつて漁業調整を行つている海区漁業調整委員会の漁民委員の公選制を廃止し、全員が都道府県知事に任命されることになります。現在は、選挙で選ばれた漁民委員が九人、学識経験者及び公益代表が六人、計十五人です。改正案では、委員の数を十人から二十人の範囲に変更できることともに、漁民委員を従来の六割から過半数に引き下げることになります。知事の権限が強化され、漁業者の声は届きにくくなり、海区漁業調整委員会のこれまでの機能が十分に果たせなくなります。

これまで、漁場利用や漁業調整について、知事の決定に不満があつても、漁民委員が参加して決めたことだから従わなければならぬと漁協も

御清聴いたしました、ありがとうございました。(拍手)

○國務大臣吉川貴盛君 德永議員の御質問にお答えいたします。

漁業権の優先順位の法定制についてのお尋ねがありました。

現行法の優先順位制度については、羽織漁師とも言われた、自ら漁師、漁業を営まない者による漁場利用の固定化を防止する観点から導入されたものですが、こうした法制定当時の課題は既に解消されています。

一方、現行制度は、法律で詳細かつ全国一律に既存の漁業者等の利害関係人の意見を聴いて検

討を加え、その結果を踏まえて海区漁場計画を作成しなければならないこと、地元の漁業者が主体となる海区漁業調整委員会の意見を聽かなければならぬこととしており、知事が恣意的に運用できない仕組みとしております。

小規模漁業者へのIQ導入の配慮についてのお尋ねがありました。

IQの設定に関しては、あらかじめ漁獲割当て管理区分ごとに、船舶ごとの漁獲実績、その他漁業大臣が定める事項を勘案した基準を定めることとしています。この基準の策定は、対象となる魚種や管理区分ごとの特性に十分配慮し、関係者の意見を聴きながら丁寧に進めてまいります。

また、実際のIQの導入は、まずは規模の大きな沖合漁業から順次導入すること等を想定しております。それ以外の漁業種類については、漁獲量の把握体制等の準備が整つたものから、漁業者の理解を得つつ、丁寧に進めてまいります。

漁獲割当て割合の移転がITQではないかとのお尋ねがありました。

本法案における漁獲割当て割合の移転は、船舶等とともに移転する場合等であって、農林水産大臣や都道府県知事の許可を受けたときに限ることとなつてゐるため、IQそのものを単独で、自由に譲渡ができるITQには当たらないものと考えております。

漁獲割当ての特定企業への集積についてお尋ねがありました。

繰り返しとりますが、本法案における漁獲割当て割合の移転は、船舶等とともに移転する場合等であつて、農林水産大臣や都道府県知事の認可を受けたときに限ることとなつております。

また、船舶の譲渡に際して必要となる漁業の許可の継承についても、農林水産大臣や都道府県知事の許可が必要となつております。

おそれがある場合には、その許可をしてはならないこととなつております。

沿岸漁業へのIQの導入に当たつては、小規模漁業者の経営安定にも十分配慮をしつつ進めてまいります。

海区漁業調整委員の公選廃止についてのお尋ねがありました。

今回の選出方法の見直しについては、海区漁業調整委員会が一層適切に漁業調整の役割を果たすことができるよう、漁業者を主体とする委員会の組織、機能を残しつつ、地域の実情に柔軟に対応できるよう、公選制から知事の選任制に移行するものです。

また、知事の選任に当たつては、漁業種類や漁業区域等のバランスによる推薦、募集を行い、そのと、漁業者団体等による推薦、募集を行ひ、その情報をお表するとともに、その結果を尊重することと、都道府県議会の同意を得なければならないことをとすることで、現場の意見の反映や手続の透明性を確保することとしているところでございま

す。

こういった生産者の懸念を可能な限り取り除くため、国が定める総合戦略において、積極的に輸出向けの海外市場の開拓等を進めるとともに、国内外の需要に見合つた秩序ある生産目標を設定し、官民一体となつて目標達成に向けて取り組む所存です。

また、持続的な養殖生産を確保するためには、良好な漁場環境を維持することが重要です。このため、養殖業においては持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善の取組が広く行われているところであり、引き続きこの取組を推進していく所存でござります。

漁協と沿岸漁業の役割についてのお尋ねがありました。

沿岸漁業については、多種多様な水産物を国民に提供し、我が国の食文化や地域の活力維持に大きな役割を果たしているものと認識していきます。漁協は、この沿岸漁業を支える組織であり、漁業権の管理等の公的役割を果たすとともに、漁獲物の販売を始めとした組合員のための事業を実施しています。また、漁協は、漁業者の所得向上を図る浜の活性再生プランの推進に主体的に取り組むとともに、海難救助や国境監視等の多様な活動も行っています。

今回の漁業法改正案は、こうした沿岸漁業や漁協の多様な役割が今後とも持続的に發揮され、水産資源の保全や地域の維持が図られていくよう、必要な環境の整備を図るものであります。(拍手)

企業参入による、養殖業者の経営や漁場環境への影響についてのお尋ねがありました。

魚類養殖業者の団体からは、新規漁場が免許された生産が無秩序に増大した場合、国内市場での供給が過剰になることにより価格が急落し、養殖業に大きな影響を与えることを懸念しているとお聞きしています。

企業参入による、養殖業者の経営や漁場環境への影響についてのお尋ねがありました。

○議長(伊達忠一君) 紙智子君、
〔紙智子君登壇、拍手〕

○紙智子君 日本共産党の紙智子です。

党を代表し、漁業法等改正案について質問します。

総理が所信表明で述べたように、今回の漁業法改正案は七十年ぶりの大改定です。戦後の漁業制度を根本からひっくり返し、漁業、地域経済の形を変えるものにもかかわらず、政府・与党は僅か十時間半の審議で衆議院可決を押し切りました。野党が求めた地方公聴会も拒み、多くの漁業者はその内容をほとんど知らされないままです。

この異常な国民無視の強権発動に対して、怒りを込めて抗議します。参議院において、こうした横暴を許さず、徹底した審議を行うべきことを強くに厳しく求めるものです。

まず、農林水産大臣にお聞きします。

安倍政権は、世界で一番企業が活躍しやすい国にするとして、岩盤規制の打破を掲げて、農協法、種子法、森林経営管理法に続き、漁業の規制緩和を迫りました。

規制改革推進会議水産ワーキング・グループは、二〇一七年九月に水産庁を呼び出し、漁業の成長産業化に障害になつてゐる要素、規制は取り上げたいと圧力を掛けています。ところが、驚いたことに水産庁は、規制改革推進会議が答申を出す前の五月二十四日に、自ら白旗を上げて水産政策の改革案を出したのです。水産審議会で議論されたわけでもなく、漁業者置き去りです。改革案は一体どこで議論したんですか。明確な答弁を求めます。

以下、法案について質問します。

漁業法等改正案の第一の問題は、その目的を変えることです。

現在の漁業制度は、地元に居住し、生活と労働

を一体として、自ら海で働く生産者に優先して漁業権を与えていました。

なぜこうした制度をつくったのか。それは戦前の反省があります。

漁業法を昭和二十四年に提案したときに、政府は、戦前は、個々の漁業権を中心とした漁場の秩序が組み立てられていましたために、漁業生産力を上げる計画性を持ち得なかつた、適当な調整機構を伴わず漁業権を物権としたことの弊害が生まれ、権利者に不当な強い力が与えられたことから、漁場の秩序が漁民の総意によって民主的に運営されなかつた、漁業生産力を发展を阻害し、また漁村の封建的な基盤を成していたと説明しています。

つまり、戦前は、羽織漁師といつて、都會に住みながら、船に乗らず、出資者として利益を得る漁業者がいたのです。そこで、行き詰った漁場関係を全面的に変えるために、漁業法の目的に、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用、漁業の民主化を規定したんです。

改正案では、漁業者を主体とすることも民主化も削除しました。何が不都合だというのでしょうか。

また、新たに国と都道府県に、漁場の使用に関する紛争を防止するために必要な措置を講ずると権限を与えました。漁民の総意に基づいて調整してきた浜の秩序に強権的に介入するのですか。

第二の問題は、漁業権の優先順位を廃止することです。

戦後の漁業制度は、漁業権を漁協に優先的に与えてきました。改正案は、優先順位を廃止し、漁場を適切かつ有効に活用しているという基準に変えるものです。政府が漁業の成長産業化と称して企業による養殖産業の新規参入を掲げておらず、適切かつ有効に活用すると知事が判断すれば、地元で営んできた漁業者のなりわいが維持され

れる保証はないのではありませんか。ましてや、企業が漁業権を手に入れれば、長期的に漁業権を独占することができます。

以上、農林水産大臣、お答えください。

企業が新規参入すればうまくいくということ

は、既に破綻しています。東日本大震災を受けて、宮城県知事は水産特区を導入し、漁業権を初めて民間企業に与えました。

水産会社の桃浦かき生産者合同会社は、県から

漁業権の免許を受けましたが、その後どうなつた

でしょうか。桃浦湾産のカキを使用することで商

標登録していくながら、ほかの湾のカキを流用した

り、赤字続きで、二〇一六年度最終で約四千万円

の赤字になりました。それだけではありません。

水産庁からは四千七百六十万円、厚生労働省から

は二千七百五百万円もの補助金が出ています。これ

だけ税金を投入しながら流用問題を起こし、赤字

続きです。

水産特区は破綻したのでありませんか。復興

大臣、農林水産大臣、見解を求めます。

第三の問題は、漁業調整委員会の公選制を廃止す

ることです。

漁業調整委員会の公選制は、戦後の民主化の目

玉です。魚種が多く、多様な漁業が営まれている

ことから、漁場の調整は複雑で難しく、その調整

機能しないときに漁業調整委員会が必要な指示を

するという二段階の構えで民主化を図つてきました

。今でも、漁業調整がうまく機能しない県で

は、漁業者の代表が選舉に立候補して当選し、漁

業調整に尽力しています。

公選制を廃止し、知事による任命制に変えれば、行政の下請機関になるではありませんか。

漁業者主体の目的を変え、漁業権の優先順位を

廃止し、漁業調整委員会の公選制も廃止すれば、浜に混乱と対立が生まれるのではありませんか。

ことです。

遠洋・沖合漁業は、企業による漁船漁業を中心

です。乱獲を防ぐために取られてきた漁船のトン

数規制をなくし、大型化を進めば、沖合漁業と接する沿岸漁業の資源が減少するのではありません

か。また、遠洋、沖合の大型船を誰が監視する

のですか。

資源管理、水産資源の管理は重要です。

政府は、漁獲量配分による資源管理を導入する

と言います。それ自体は必要ですが、今年導入さ

れた太平洋クロマグロへの漁獲規制は、情報公開

も不十分なまま、沿岸漁業者の意見も聞かずに行われました。北海道は、それによつてクロマグ

ロ漁の漁獲枠はゼロです。それも六年間も続きました。

克ロマグロ漁で生活している漁業者は深刻で

す。克ロマグロ漁で生活している漁業者は深刻で

す。漁獲割当ての配分に沿岸漁業者の意見を反映

する仕組みは本法案にはありません。これで割当

てを強行すれば存続が不可能になる沿岸漁業者が

生まれ、沿岸漁業と漁協の衰退を招くのではないか

ませんか。資源にも最もダメージを与える、国が

管理する大規模漁業の漁獲量の抑制から進めるべきではありませんか、答弁を求めます。

最後に、家族農業、漁業について聞きます。

最後に、家族農業、漁業について聞きます。

国連は、来年からの十年を家族農業の十年と決

議し、小規模家族農業、漁業への支援を各国に呼びかけました。また、国連食糧農業機関、FAO

の責任ある漁業のための行動規範も、漁獲規制が

必要な場合には資源の持続的利用のために、なり

ます。この提起を受けて、日本政府は積極的に推進する立場ですか、お答えください。

一方、漁業法の制定から約七十年の間の運用に

漁業経営の九割を占める沿岸漁業は、藻場、干

潟の保全、海洋ごみの撤去、海難、災害救助な

ど、環境や国土を守る役割を果たしています。

我が党は、浜に混乱と対立を持ち込む漁業法の

大改悪を許さず、水産資源を守り、漁業を持続的

に発展させるために、徹底審議で本法案を廃案に

追い込む決意であることを表明して、質問を終わ

ります。（拍手）

〔國務大臣吉川貴盛君登壇、拍手〕

○國務大臣(吉川貴盛君) 紙議員の御質問にお答

えいたします。

水産政策の改革案の議論についてのお尋ねがあ

りました。

水産改革については、現場で漁業を営む漁業者

の理解を得ながら進めていくことが必要不可欠で

あります。

今回の改革は、水産行政の実施に責任を有する

農林水産省が、これまでの政策の実施を通じて漁

業者からいたたいた様々な意見を踏まえて主体的

に検討したものであります。その際、節目節目で

全国の説明会等において検討状況をお示ししなが

ら、漁協や漁業者等と意見交換を行うとともに、

水産政策審議会で議論をいただき、改革案を検討

してきたところでござります。

漁業法の目的の改正についてのお尋ねがありま

した。

現行漁業法の制定当時、自ら漁業を営まない羽

織漁師と言われた者による漁場利用の固定化と

いつた漁業慣行の解消が大きな課題となつていた

ことから、漁業者を主体とする漁業調整委員会を

創設し、目的規定にも、漁業者及び漁業従事者を

主体とする漁業調整機構の運用によつて水面を総

合的に利用し、漁業の民主化を図ることが定めら

れたところです。

よりて、当時の課題となつてゐた慣行は解消され、当初の目的である民主的な漁場の利用形態の構築は既に実現されております。

このため、現時点でおおむねの民主化を法の目的とする必要はなく、漁業調整委員会制度が漁業法における基本的な仕組みとして既に定着していることも考慮し、目的規定の改正を行つたところであります。

都道府県の責務の規定についてのお尋ねがありました。

御指摘の規定は、漁業生産力の発展を図るために、国及び都道府県が、水産資源の保存及び管理を適切に行うとともに、漁場の使用に関する紛争の防止及び解決に取り組む責務を有することを確認的につなぎました。國や都道府県に新たな権限を与えるものではありません。

漁業権の優先順位の廃止についてのお尋ねがありました。

本法案においては、法律で詳細かつ一律に漁業権免許の優先順位を定める仕組みを改め、漁場を適切かつ有効に利用している漁業者については優先して免許する仕組みとし、現に地域の漁業を支えている漁業者の経営安定につなげていくとともに、利用の程度が低くなつてゐる漁場については、地域の実情に即して水産業の発展に寄与する者に免許することとしております。

また、知事が免許する際は、地域の漁業者が主体となる海区漁業調整委員会の意見を聴くこととしており、知事が恣意的に使用できない仕組みとしています。

さらに、免許を受けた後も、現行法と同様に漁業権の存続期間を法定するとともに、漁業権者が適切に漁業を行つていないと認められる場合は、知事が漁業権の取消しを含む是正措置を講ずることとしております。このように、一たび漁業

権の免許を受けた者が、無条件に漁業権を長期的に独占することはできない仕組みとしておりまます。

水産特区の取組についてのお尋ねがあります。平成二十五年に適用された宮城県の特区については、本年三月、県において有識者による検証が行われたところです。

この検証においては、復興推進計画の数値目標は達成していないが、新たな技術の導入による製品の差別化等の取組成績は確実に現れてきており、事業を継続することが重要であるとされています。

農林水産省としても、被災後、漁村としての機能を失つていた可能性のある桃浦地区において、復興特区制度を契機として、企業と連携して漁業生産を回復させ、若い方々の雇用の場が創出されるなど、一定の成果が見られているものと認識しております。

今後とも、宮城県の指導の下、桃浦地区的復興が進展することを期待をしていきたいと思います。

海区漁業調整委員の公選制廃止についてのお尋ねがありました。

今回の選出方法の見直しについては、海区漁業調整委員会が一層適切に漁業調整の役割を果たすことができるよう、漁業者を主体とする委員会の組織、機能をしっかりと残しつつ、地域の実情に移行するものです。

また、知事の選任に当たつては、漁業種類や漁業区域等のバランスに配慮しなければならないことにより、沿岸漁業者の意見を反映する」とついてお尋ねがありました。

TACの設定につきましては、本法案の規定に移行するものであります。また、漁獲成績報告書やTAC報告の提出を義務付けるとともに、衛星船位測定送信機の設置などにより操業状況を監視できるようにしていくこととしています。

○議長(伊達忠一君) 儀間光男君。

(儀間光男君登壇、拍手)

○儀間光男君 日本維新の会の儀間光男です。我が党を代表いたしまして、漁業法等の一部を改正する等の法律案について質問をいたします。

また、TACの設定につきましては、本法案の規定による水産政策審議会での諮問やパブリックコメントにより、沿岸漁業者の意見を反映できる仕組みとなつております。実際の運用に当たつては、この結果を尊重するこ

とすることで、現場の意見の反映や手続の透明性を確保しつつ、独立した行政委員会としての機能を維持することとしております。

今回の改正により、浜に混乱が生じるのではないかとのお尋ねがありました。本法案における目的規定や漁業権、漁業調整委員会の見直しの趣旨については、これまでお答えいたしましたとおりです。

今回の法改正は、現在漁業に携わっている方が引き続き安心して漁業に取り組めるよう将来への展望を示し、地域の創意工夫を生かした浜の活性化につながるものであり、御指摘のような状況は生じないと考えております。

漁船の大型化についてのお尋ねがありました。漁船の大型化については、生産コストの削減や安全性、居住性、作業性を向上させるため、これを進めしていくことは必要と考えております。

大型化に当たっては、これまでも、適切な資源管理措置により資源への悪影響がないことを確認した上で進めてきているところです。

本法案では、漁獲量の相当部分に漁獲割当てが導入された漁船についてはトン数規制等の規模の制限を定めないこととしていますが、操業期間や区域、体長制限などの措置を講じていくこととしています。また、漁獲成績報告書やTAC報告の提出を義務付けるとともに、衛星船位測定送信機の設置などにより操業状況を監視できるようにしていくこととしています。

TACの設定に沿岸漁業者の意見を反映する」とついてお尋ねがありました。

また、TACの設定につきましては、本法案の規定によると、沿岸漁業者の意見を反映できる仕組みとなつております。実際の運用に当たつては、この結果を尊重するこ

とであります。

なりわい漁業、沿岸小規模漁業に関する国際約束の見解についてのお尋ねがありました。議員御指摘の規定は、いずれも漁業者、とりわけ小規模漁業者への配慮の重要性を規定したものであると承知しています。我が国は、これらの国際的な枠組みに対し、いずれも合意した上で真摯に對応していかなければなりません。

今後とも、沿岸漁業を中心とする小規模漁業者の安定的な操業や経営安定が確保されるよう、資源管理を含め、水産政策全般にわたつて配慮してまいります。(拍手)

〔國務大臣渡辺博道君登壇、拍手〕

○國務大臣(渡辺博道君) 東日本大震災復興特別区域法に基づく漁業法の特例についてお尋ねがありました。

本制度は、東日本大震災により壊滅的な被害を受けた地区において、地元漁業者のみでは事業再開が難しい場合に、迅速な事業再開を図るための特例を設けたものであります。

この特例を活用した桃浦地区では、力キの生産は着実に増加し、地元漁業者の福利厚生も向上するなど、被災地の円滑かつ迅速な復興に寄与しており、本制度は破綻しているとの御指摘は当たらぬものと考えております。(拍手)

この特例を活用した桃浦地区では、力キの生産は着実に増加し、地元漁業者の福利厚生も向上するなど、被災地の円滑かつ迅速な復興に寄与しており、本制度は破綻しているとの御指摘は当たらぬものと考えております。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 儀間光男君。

(儀間光男君登壇、拍手)

我が党を代表いたしまして、漁業法等の一部を改正する等の法律案について質問をいたします。

また、TACの設定につきましては、本法案の規定による水産政策審議会での諮問やパブリックコメントにより、沿岸漁業者の意見を反映できる仕組みとなつております。実際の運用に当たつては、この結果を尊重するこ

官 (号) 外

○議長(伊達忠一君) 日程第一 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長堂故茂君。
(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)
(堂故茂君登壇、拍手)

○堂故茂君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
本法律案は、日本国と欧州連合との経済連携協定の適確な実施を確保するため、特定農林水産物等に係る地理的表示の使用規制を強化する等の措置を講じようとするものであります。
委員会におきましては、地域ブランドを地理的表示制度で保護する意義、地理的表示について欧洲連合と相互に保護することで得られる我が国農林水産物等の輸出における効果、地理的表示の登録及び活用に向けた産地への支援策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。
質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 日程第二 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。
(投票終了)
○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしました。(拍手)
(投票者氏名は本号末尾に掲載)
(羽田雄一郎君登壇、拍手)

出席者は左のとおり。	議員	副議長	伊達忠一君
高木かおり君	矢田わか子君	竹内真二君	伊藤孝恵君
片山大介君	磯崎哲史君	浜口誠君	郡司彰君
古賀之士君	河野義博君	三浦信祐君	
石井苗子君	清水貴之君	森本真治君	
杉久武君	川合孝典君	儀間光男君	
浅田均君	浜野喜史君	河野俊雄君	
大野元裕君	川谷喜史君	三浦信祐君	
足立信也君	佐々木さやか君	森本真治君	
秋野公造君	藤巻健史君	伊藤孝恵君	
石井章君	大島九州男君	磯崎哲史君	
舟山康江君	佐々木さやか君	高木かおり君	
小林正夫君	佐々木さやか君	片山大介君	
山本博司君	河野義博君	古賀之士君	
室井邦彦君	川合孝典君	石井苗子君	
増子輝彦君	儀間光男君	杉久武君	
大塚耕平君	河野俊雄君	浅田均君	
谷合正明君	佐々木さやか君	大野元裕君	
石川博崇君	佐々木さやか君	足立信也君	
渡辺美知太郎君	河野俊雄君	秋野公造君	
阿達雅志君	佐々木さやか君	石井苗子君	
伊藤孝江君	河野俊雄君	川合孝典君	
佐藤啓君	佐々木さやか君	儀間光男君	
徳茂雅之君	河野俊雄君	河野義博君	
宮崎勝君	佐々木さやか君	伊藤孝恵君	
熊野正士君	河野俊雄君	伊藤孝恵君	
自見はなこ君	佐々木さやか君	伊藤孝恵君	
進藤金日子君	河野俊雄君	伊藤孝恵君	
舞立昇治君	佐々木さやか君	伊藤孝恵君	
高瀬弘美君	河野俊雄君	伊藤孝恵君	
山田宏君	佐々木さやか君	伊藤孝恵君	
柳田稔君	河野俊雄君	伊藤孝恵君	
山本香苗君	佐々木さやか君	伊藤孝恵君	
山田宏君	河野俊雄君	伊藤孝恵君	
高瀬弘美君	佐々木さやか君	伊藤孝恵君	
佐藤啓君	河野俊雄君	伊藤孝恵君	
徳茂雅之君	佐々木さやか君	伊藤孝恵君	
熊野正士君	河野俊雄君	伊藤孝恵君	

平成二十年十一月三十日 参議院会議録第六号

議長の報告事項

小野田紀美君

小川 勝吉

上野 通子君

杉尾秀哉君

議長の報告事項

一四

議長の報告事項
一 昨二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任
野上浩太郎君
西田実仁君
榎葉賀津也君
大沼みづほ君
石川博崇君
古賀之士君

總務委員
辭任
衛藤 晟一君
佐藤 正久君
島田 三郎君
補欠
太田 房江君
柳本 こやり 隆史君
卓治君

法務委員	吉田	博美君
辯任	石川	秀哉君
	杉尾	博崇君
	秀哉君	西田
補欠	蓮	栢植
	実仁君	芳文君
	舫君	

外交防衛委員	柳本 順治君	岡田 直樹君
辞任	卓治君	
こやり峰史君		

武見 敬三君
中曾根弘文君
羽生田 俊君
佐藤 啓君
補欠
岡田 直樹君
鳥也 羊養吉
財政金融委員
辞任

羽生田俊君
山田俊男君
古賀之士君
文教科学委員
辯任

太田	房江君	轄藤
北村	経夫君	晟一君
蓮	筋君	聖子君
杉尾	秀哉君	木曾

副大臣	國務大臣	外務大臣	小池	仁比	紙	智子君	明子君	倉林	川田	斎藤	森	有田	江崎	江崎	森	又市	武田	真山	宮沢	
農林水產副大臣	國務大臣 (内閣府大臣 (海洋特命政担当)	國務大臣 (復興大臣)	農林水產大臣	國土交通大臣	河野	太郎君	吉川	貴盛君	石井	吉川	鉢呂	哲郎君	福山	小川	芝	井上	白	牧山	山本	
高島 修一君	宮腰 光寛君	渡辺 博道君	啓一君	小川 芳生君	山下 芳生君	神本 美恵子君	山下 芳生君	勝也君	小川 芳生君	蓮 聰平君	船君	直樹君	智子君	嘉隆君	龍平君	國義君	眞敷君	ひろえ君	杉尾	
										蓮	大門 実紀史君	田村 智子君	小川 敏夫君	那谷屋 正義君	博一君	哲士君	辰巳 孝太郎君	吉良 よし子君	太郎君	秀哉君
											山	山	山	山	山	山	山	岩渕 友君	通宏君	洋之君

官 報 (号 外)

第一部 総則	
第一条 定義	
	1 この協定の適用上、
(a) 「国民」とは、次の者をいう。	日本国については、日本国の国籍に関する法律にいう日本国民。
	中華人民共和国については、中華人民共和国の国籍を有する個人。
(b) 「法令」とは、次のものをいう。	日本国については、次条1(b)に掲げる日本の年金制度に関する日本国の法律及び規則。
	中華人民共和国については、次条1(a)に規定する社会保険制度に関する法律、行政府及びその部門並びに地方の命令及び規則その他の法規。
(c) 「権限のある当局」とは、次のものをいう。	日本国については、次条1(b)に掲げる日本国の年金制度を管轄する政府機関。
	中華人民共和国については、人的資源社会安全保障部。
(d) 「実施機関」とは、次のものをいう。	日本国については、次条1(b)に掲げる日本国の年金制度の実施に責任を有する保険機関（その連合組織を含む）。
	中華人民共和国については、人的資源社会安全保障部が指定する機関。
2 この協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、それぞれの締約国の適用される法令において与えられている意味を有するものとする。	この協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、それぞれの締約国の適用される法令において与えられている意味を有するものとする。
第二条 この協定が適用される法令の範囲	
1 この協定は、	日本国について、被用者基本老
(a) 中華人民共和国については、被用者基本老	社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求める件
第六条 派遣される者	
(b) 齢保險に関する法令について適用する。	日本国については、次の日本の年金制度に関する法令について適用する。ただし、この協定の適用上、国民年金には、老齢福祉年金その他の福祉的目的のため経過的又は補完的に支給される年金であって、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含めない。
1 一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、当該雇用者に当該領域内に事業所を有する雇用者としての就労の一環として当該雇用者が、当該雇用者のために役務を提供するため、その被用者としての就労のため、当該雇用者により他方の締約国の領域に派遣される場合には、その就労に関し、当該被用者がなお当該一方の締約国の領域内で就労しているものとみなして、その派遣の最初の五年間は当該一方の締約国の法令のみを適用する。	2 他の国際約束及び当該協定その他の国際約束との間で締結される社会保障に関する協定その他の国際約束及び当該協定その他の国際約束の個別の実施のためにのみ制定される法令を含めない。
第三条 この協定が適用される者の範囲	
1 この協定は、一方の締約国の法令の適用を受け	この協定は、一方の締約国の法令の適用を受けおり、又は受けたことがある全ての者並びにこれらの方に由来する権利を有する家族及び遺族について適用する。
第四条 待遇の平等	
1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、前条に規定する者であつて一方の締約国の領域内に通常居住するものは、当該一方の締約国の法令の適用に際し、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。ただし、この規定は、日本国領域外に通常居住することに基づいて日本国民に対して認められる合算対象期間に関する日本国法令の規定の適用を妨げるものではない。	この協定に別段の定めがある場合を除くほか、前条に規定する者であつて一方の締約国の領域内に通常居住するものは、当該一方の締約国の法令の適用に際し、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。ただし、この規定は、日本国領域外に通常居住することに基づいて日本国民に対して認められる合算対象期間に関する日本国法令の規定の適用を妨げるものではない。
第五条 一般規定	
1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域内で被用者として就労する者については、その就労に関し、当該一方の締約国	この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域内で被用者として就労する者については、その就労に関し、当該一方の締約国
第六条 派遣される者	
(b) 齢保險に関する法令について適用する。	日本国については、次の日本の年金制度に関する法令について適用する。ただし、この協定の適用上、国民年金には、老齢福祉年金その他の福祉的目的のため経過的又は補完的に支給される年金であって、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含めない。
1 一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、当該雇用者に当該領域内に事業所を有する雇用者としての就労の一環として当該雇用者が、当該雇用者のために役務を提供するため、その被用者としての就労のため、当該雇用者により他方の締約国の領域に派遣される場合には、その就労に関し、当該被用者がなお当該一方の締約国の領域内で就労しているものとみなして、その派遣の最初の五年間は当該一方の締約国の法令のみを適用する。	2 他の国際約束及び当該協定その他の国際約束との間で締結される社会保障に関する協定その他の国際約束及び当該協定その他の国際約束の個別の実施のためにのみ制定される法令を含めない。
第七条 海上航行船舶又は航空機において就労する被用者	
1 一方の締約国の旗を掲げる海上航行船舶において被用者として就労し、かつ、この協定がないとしたならば両締約国の法令が適用されることとなる者又は子については、社会保険に関する協定の実行に際しては、当該一方の締約国の法令のみを適用する。この規定にかかわらず、当該者が他方の締約国の領域内に通常居住する場合には、当該者については、当該他方の締約国との法令のみを適用する。	1 一方の締約国の旗を掲げる海上航行船舶において被用者として就労し、かつ、この協定がないとしたならば両締約国の法令が適用されることとなる者又は子については、社会保険に関する協定の実行に際しては、当該一方の締約国の法令のみを適用する。この規定にかかわらず、当該者が他方の締約国の領域内に通常居住する場合には、当該者については、当該他方の締約国との法令のみを適用する。
第八条 外交使節団及び領事機関の構成員並びに公務員	
1 この協定のいかなる規定も、千九百六十一年四月十八日の外交関係に関するウイーン条約又	は十九百六十三年四月二十四日の領事関係に関するウイーン条約の規定に影響を及ぼすものではない。
第九条 例外	
1 両締約国の権限のある当局又は実施機関は、特定の者又は特定の範囲の者の利益のため、これらの特定の者又は特定の範囲の者にいざれか一方の締約国の法令が適用されることを条件として、第五条から前条までの規定の例外を認めることについて合意することができる。	2 一方の締約国の公務員又は当該一方の締約国において公務員として取り扱われる者が他方の締約国の領域内で就労するために派遣される場合には、その者については、当該一方の締約国の領域内で就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。
第十条 配偶者及び子	
1 日本国の領域内で就労する者であつて、第六条、第八条2又は前条の規定により中華人民共和国の法令のみの適用を受けるものに同行する配偶者又は子については、社会保険に関する協定の実行に際しては、当該一方の締約国の法令のみを適用する。この規定にかかわらず、当該者が他方の締約国の領域内に通常居住する場合には、当該者については、当該他方の締約国との法令のみを適用する。	1 日本国の領域内で就労する者であつて、第六条、第八条2又は前条の規定により中華人民共和国の法令のみの適用を受けるものに同行する配偶者又は子については、社会保険に関する協定の実行に際しては、当該一方の締約国の法令のみを適用する。この規定にかかわらず、当該者が他方の締約国の領域内に通常居住する場合には、当該者については、当該他方の締約国との法令のみを適用する。
第十一条 強制加入	
1 第五条から第七条まで、第八条2及び前条の規定は、各締約国の法令における強制加入について適用する。	第十五条から第十七条まで、第八条2及び前条の規定は、各締約国の法令における強制加入について適用する。
第十二条 實施のための協力	
1 両締約国の権限のある当局は、	は十九百六十三年四月二十四日の領事関係に関するウイーン条約の規定に影響を及ぼすものではない。
(a) この協定の実施のために必要な措置を規定する行政上の取決めを共同して作成する。	一方の締約国の公務員として取り扱われる者が他方の締約国の領域内で就労するために派遣される場合には、その者については、当該一方の締約国の領域内で就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。
第十三条 雜則	
1 第十二条 實施のための協力	1 両締約国の権限のある当局は、
(a) この協定の実施のために必要な措置を規定する行政上の取決めを共同して作成する。	2 一方の締約国の公務員として取り扱われる者が他方の締約国の領域内で就労するために派遣される場合には、その者については、当該一方の締約国の領域内で就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

		官 報 (号 外)	
2	(b) この協定の実施のために連絡機関を指定する。	(c) 自国の法令の変更(この協定の実施に影響を及ぼすものに限る。)に関する全ての情報を及ぼせる限り速やかに相互に通報する。	2 両締約国の権限のある当局及び実施機関は、書面による要請に基づき、それぞれの権限の範囲内で、この協定の実施のために無償で情報及び援助を提供する。
1	第十三条 証明書の発給	一方の締約国の実施機関又は前条1(b)の規定に従い当該一方の締約国が権限のある当局によって指定された連絡機関は、申請に基づき、被用者が当該一方の締約国の法令の適用を受けていることを記載した証明書を発給する。	1 第十四条 使用言語及び認証 この協定の実施に際し、両締約国が権限のある当局及び実施機関は、相互に、又は関係者に対して、日本語、中国語又は英語により、直接に連絡することができる。
2	2 この協定の実施に際し、一方の締約国が権限のある当局及び実施機関は、日本語、中国語又は英語で作成されていることを理由として申請書その他の文書の受理を拒否してはならない。	3 この協定の実施に当たって提出すべき文書(特に証明書)については、認証その他のこれに類する手続を要しない。	1 第十五条 情報の秘密性 両締約国は、この協定の効力発生のために必要な国内法上の手続の完了を通知する外交上の公文を交換する。この協定は、当該公文を交換した月の後四箇月目の月の初日に効力を生ずる。
1	第十六条 紛争の解決	この協定の解釈又は適用に関する紛争は、両締約国の権限のある当局間又は関係当局間の協議により解決する。	2 第十七条 見出し この協定中の部及び条の見出しほは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に及ぼすものではない。
2	第三条 経過規定及び最終規定	第六条1の規定の適用に当たつては、この協定の効力発生前から一方の締約国が領域内で就労していた者については、同条1に規定する派遣の期間は、この協定の効力発生の日に開始したものとみなす。	3 第十八条 効力発生前の派遣 第六条1の規定の適用に当たつては、この協定の効力発生前から一方の締約国が領域内で就労していた者については、同条1に規定する派遣の期間は、この協定の効力発生の日に開始したものとみなす。
1	第十九条 効力発生	右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。	4 第十九条 効力発生 農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律案
2	参議院議長 伊達 忠一 殿	平成三十年十一月二十九日	河野太郎 王毅
3	農林水産委員長 堂故 茂		日本国政府のために 中華人民共和国政府のために 河野太郎 王毅
4	なお、別紙の附帯決議を行つた。		特定期間の内閣府のため、別に費用を要しない。 附帯決議

社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律案

官報(号外)

図るとともに、我が国の登録に係る特定農林水産物等の国内の内外における認知度の向上及び輸出促進に努めること。

五 地理的表示の登録を目指す産地が行う品質基準の設定、品質管理体制の整備等の取組について、専門家による助言等の支援を充実すること。

六 潜在的競争力のある特徴を備えた農林水産物等について、地理的表示保護制度はもとより、地域団体商標制度等、多様な選択肢を踏まえた上で、生産及び流通の状況に適したブランド化の取組を促進すること。

右決議する。

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。

平成三十年十一月二十二日

参議院議長 伊達 忠一殿

衆議院議長 大島 理森

物等であるとき」を「に係る特定農林水産物等を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する者」に、「容器」を「若しくは容器」に、「送り状」を「広告、価格表若しくは取引書類(電磁的方法・電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)により提供されるこれらを内容とする情報を含む。」に、「付する」を「使用する」に改め、同項後段を削り、同条第一項中「日本農林規格等に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)第三条第一項の規定により農林水産大臣が指定する農林物資の種類」を「確立された農林水産物等に関する国際分類」に、「を付しては」を「若しくはこれと認証させるおそれのある表示(以下この項及び第五条第一号において「類似等表示」という。)を使用しては」に改め、同項第一号中「これに類似する表示を付する」を「類似等表示を使用する」に改め、同項第一号中「商標登録出願」の下に「(不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をもつて当該出願に係る商標の使用(商標法昭和三十四年法律第二百二十七号)第二条第三項に規定する使用をいう。以下この号及び次号において同じ。)をする目的で行われたものを除く。」を加え、「商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)」を「同法」に改め、「同法第二条第三項に規定する使用をいう。以下この号及び次号において同じ。」を削り、同項第四号中「これに類似する表示を付して」を「類似等表示を使用して」に、「当該農林水産物等若しくはその包装等に掲げる事項その他農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。」

第七条の二 農林水産大臣は、前条第一項の申請書若しくは同条第二項各号に掲げる書類に形式上の不備があり、又は当該申請書若しくは書類に記載すべき事項のうち重要なものの記載がない場合の登録の申請の補正をすべきことを命ずる。

第八条 第八条第一項第一号中「第七条第一項から第三項まで、第七条の二から」に、「前条第一項第一号」を「第七条第一項第一号」に改め、「同条第一号」を削り、「同条、第九条まで」に改める。

第九条 第九条第一項第一号中「第七条から」を「第七条第一項から第三項まで、第七条の二から」に、「前条第一号」を「第七条第一項第一号」に改め、「同条第一号」を削り、「同条、第九条まで」に改める。

第十条 第十条第一項第一号中「第七条第一項に規定する場合を除く。」を「受理した場合」に、「同条」を「第七条の二」に改める。

第十二条 第十二条第一項第一号中「第七条第一項に規定する場合を除く。」を「受理した場合」に、「同条」を「第七条の二」に改める。

第十三条 第十三条第一項第一号中「と当該」を「が、当該に、」と「が異なる」を「に適合していない」に改める。

第十五条 第十五条第二項中「第七条から」を「第七条第一項から第三項まで、第七条の二から」に、「前条第一項第一号」を「第七条第一項第一号」に改め、「同条第一号」を削り、「同条、第九条まで」に改める。

第十六条 第十六条の見出しを「(特定農林水産物等についての登録事項の変更の登録)」に改め、同条第一項を次のように改める。

条第二項において準用する特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第二十四条の規定による公示がされている場合における当該公示に係る登録の取消し又は指定の変更の手続については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(次条において「新特定農林水産物等名称保護法」という。)第二十二条第一項(第一号ニに係る部分に限る。)の規定は、施行日後にして行為を理由とする登録の取消しについて適用し、施行日前にした行為を理由とする登録の取消しについては、なお従前の例による。

(地理的表示の使用制限の例外に関する経過措置)

第四条 施行日前にされた特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第六条の登録に係る特定農林水産物等(同法第二条第二項に規定する特定農林水産物等をいう。次項において同じ。)についての新特定農林水産物等名称保護法第三条第二項第四号の規定の適用については、同号中「登録の日前」とあるのは「登録の日(特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律(平成三十年法律第二号)の施行の日(以下この号において「改正法施行日」といふ。)において登録に係る特定農林水産物等に係る地理的表示と同一の名称の表示又は類似等表示を当該特定農林水産物等が属する区分に属する農林水産物等の包装、容器及び送り状以外の包装等に使用する場合にあつては、改正法施行日前」と、「当該特定農林水産物等の登録の日」とあるのは「改正法施行日」とする。

2 施行日前にされた特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第二十三条第一項の指定に係る特定農林水産物等についての新特定農林水産物等名称保護法第三十条の規定により読み替え

平成三十年十一月三十日 参議院会議録第六号

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る法律案

て適用する新特定農林水産物等名称保護法第三条第二項第四号の規定の適用については、同号

中「指定の日前」とあるのは「指定の日(特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一一部を改

正する法律(平成三十年法律第二号)の施行

の日(以下この号において「改正法施行日」とい

う。)前にされた指定に係る特定農林水産物等に

係る地理的表示と同一の名称の表示又は類似等

表示を当該特定農林水産物等が属する区分に属する農林水産物等の包装、容器及び送り状以外の包装等に使用する場合にあつては、改正法施行日)前」と、「当該特定農林水産物等の指定の日(以下この号において「改正法施行日」といふ。)とあるのは「改正法施行日」とする。

(商標法の一部改正)

第五条 商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第七号中「次号」の下に「及び第二十六条第三項第三号」を加える。

第二十六条第三項第一号中「商品又は商品の一部」を次のように改正する。

第二条第三項第七号中「次号」の下に「及び第二十六条第三項第三号」を加える。

審査報告書
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
平成三十年十一月二十九日
国土交通委員長 羽田雄一郎
参議院議長 伊達忠一殿
要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、海洋再生可能エネルギー発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施の重要性に鑑み、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進するため、基本方針に規定する特定農林水産物等(当該登録に係る特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(平成三十年法律第二号)の施行の日(以下この号において「改正法施行日」といふ。)前にされた登録に係る特定農林水産物等に係る地理的表示と同一の名称の表示又は類似等表示を当該特定農林水産物等が属する区分に属する農林水産物等の包装、容器及び送り状以外の包装等に使用する場合にあつては、改正法施行日前」と、「当該特定農林水産物等の登録の日」とあるのは「改正法施行日」とする。

第三項」を「同条第三項」に改め、同項第二号中「商品又は商品の一部」を「登録に係る特定農林水産物等又はその」に改め、同項第二号中「商品又は商品の一部」を「登録に係る特定農林水産物等」という。又は「その」に、「特定農林水産物等名称保護法第二条第三項」を「同条第三項」に改め、同項第二号中「商品又は商品の一部」を「登録に係る特定農林水産物等に表示する送り状」を「登録に係る特定農林水産物等に表示する広告、価格表若しくは取引書類に地理的方法により提供する」に改める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

(罰則に関する経過措置)

第六条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。

第七条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。

一 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定に当たっては、先行利用者である漁業者の有する漁業権や船舶運航事業者の有する航路通航権等の重要な権利の調整について万全の措置を講ずるとともに、生物多様性への影響の回避についての配慮を確實なものとするため、

第八条第五項に基づく協議を通じて示される環境大臣の意見については、その内容を最大限踏まえること。また、利害関係者が同条第四項の規定による意見書を適切に提出できるよう、必要な措置を講ずること。

二 海洋再生可能エネルギー発電事業を行なう者による海上風力発電設備の設計施工については、海上環境の激変による海洋生物への影響を最小限にとどめるための適切な助言及び指導を行うこと。また、地震や台風など災害が多発する我が国の特性に鑑み、海上風力発電設施に係る海洋の安全の確保が適切に図られるよう、十分留意すること。

三 洋上風力発電施設への投資は、陸上風力発電施設と比較し多大な経費がかかることが想定され、施設設置運営後も「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を始め、各種の公的な経営安定対策が不可欠であることから、多様なエネルギー政策の一環として、長期的な視点での助言及び指導を行うこと。

四 洋上風力発電施設の事業者が経営破綻した場合は占用期間経過後に、撤去のための資金不足により洋上に風力発電施設が放置されることとなるよう、将来の撤去費用の確保を当該事業者に対する占用許可の要件とするとともに、適切な指導監督に努めること。

右決議する。

(号外)

<p>可能エネルギー発電設備のための促進区域内海域の占用に関する計画(以下「公募占用計画」という)を作成し、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 公募占用計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 促進区域内海域の占用の区域</p> <p>二 促進区域内海域の占用の期間</p> <p>三 海洋再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期</p> <p>四 設置しようとする海洋再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー電気特別措置法第三条第一項に規定する再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成三十年法律第号。以下「促進法」という)第十三条规定する公募占用指針において定められたもの」とあるのは「したもの及び海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成三十年法律第号。以下「促進法」という)第十三条规定する公募占用指針において定められたもの」と、再生可能エネルギー電気特別措置法第九条第三項第五号中「再生可能エネルギー発電設備の区分等」とあるのは再生可能エネルギー発電設備の区分等又は促進法第十三条第一項に規定する公募占用指針において定められた同条第二項第一号に規定する対象発電設備区分等」と、同号イ中「第五条第二項第八号」とあるのは「第五条第二項第八号又は促進法第十三条第一項第一号に規定する公募占用指針に照らして該当する者から公募占用計画が提出されたときは、当該公募占用計画が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。</p> <p>五 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の構成</p> <p>六 工事実施の方法</p> <p>七 工事の時期</p> <p>八 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の出力</p> <p>九 供給価格</p> <p>十 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理の方法</p> <p>十一 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し第一号に掲げる区域と一体的に利用する港湾に関する事項</p> <p>十二 促進区域内海域の占用の期間が満了した場合その他の事由により促進区域内海域の占用をしないこととなつた場合における当該海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去の方法</p> <p>十三 前条第二項第十四号に規定する調整を行うための体制及び能力に関する事項</p> <p>十四 資金計画及び収支計画</p> <p>十五 その他経済産業省令・国土交通省令で定める</p>
<p>3 める事項</p> <p>3 公募占用計画には、前項各号に掲げる事項のほか、海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に係る次に掲げる事項を記載することができる。</p> <p>一 港湾法第三十七条第一項の許可をする行為に関する事項</p> <p>二 港湾法第三十八条の二第一項又は第四項の規定による届出をする行為に関する事項</p> <p>三 公募占用計画の提出は、経済産業大臣及び国土交通大臣が公示する一月を下らない期間内に行わなければならない。</p> <p>4 (選定事業者の選定)</p> <p>4 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定により選定事業者を選定しようとするときは、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならぬ。</p> <p>5 国土交通大臣は、第三項の規定により選定事業者を選定しようとする場合において、選定したときは、当該公募占用計画が前に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。</p> <p>6 経済産業大臣及び国土交通大臣は、第三項の規定により選定事業者を選定したときは、その者にその旨を通知しなければならない。</p> <p>7 (選定事業者における調達価格及び調達期間)</p> <p>7 経済産業大臣及び国土交通大臣は、第三項の規定により選定事業者を選定したときは、その者にその旨を通知しなければならない。</p> <p>8 (選定事業者における調達価格及び調達期間)</p> <p>8 絏済産業大臣及び国土交通大臣は、公募占用指針に従うべきは、第十三条第二項第十五号の評価の基準に従つて、その適合していると認められた全ての公募占用計画について評価を行うものとする。</p> <p>9 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の評価に従い、海洋再生可能エネルギー発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施を可能とするために最も適切であると認められる公募占用計画を提出した者を選定事業者として選定するものとする。</p>
<p>3 きは、第十三条第二項第十五号の評価の基準に従つて、その適合していると認められた全ての公募占用計画について評価を行うものとする。</p> <p>3 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の評価に従い、海洋再生可能エネルギー発電事業の长期的、安定的かつ効率的な実施を可能とするために最も適切であると認められる公募占用計画を提出した者を選定事業者として選定するものとする。</p> <p>4 経済産業大臣及び国土交通大臣は、第三項の規定により選定事業者を選定しようとするときは、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならぬ。</p> <p>5 国土交通大臣は、第三項の規定により選定事業者を選定しようとする場合において、選定したときは、当該公募占用計画が前に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。</p> <p>6 経済産業大臣及び国土交通大臣は、第三項の規定により選定事業者を選定したときは、その者にその旨を通知しなければならない。</p> <p>7 (選定事業者における調達価格及び調達期間)</p> <p>7 絏済産業大臣及び国土交通大臣は、第三項の規定により選定事業者を選定したときは、その者にその旨を通知しなければならない。</p> <p>8 (選定事業者における調達価格及び調達期間)</p> <p>8 絏済産業大臣及び国土交通大臣は、公募占用指針に従うべきは、第十三条第二項第十五号の評価の基準に従つて、その適合していると認められた全ての公募占用計画について評価を行うものとする。</p> <p>9 絏済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の評価に従い、海洋再生可能エネルギー発電事業の长期的、安定的かつ効率的な実施を可能とするために最も適切であると認められる公募占用計画を提出した者を選定事業者として選定するものとする。</p>

(公募占用計画の認定)

第十七条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、選定事業者が提出した公募占用計画について、促進区域内海域の占用の区域及び占用の期間を指定して、当該公募占用計画が適当である旨の認定をするものとする。

2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の認定をしたときは、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、当該認定を受けた公募占用計画の概要、当該認定をした日及び当該認定の有効期間並びに同項の規定により指定した促進区域内海域の占用の区域及び占用の期間を公示しなければならない。
(公募占用計画の変更等)

第十八条 前条第一項の認定を受けた選定事業者は、当該認定を受けた公募占用計画を変更しようとする場合においては、経済産業大臣及び国土交通大臣の認定を受けなければならない。ただし、経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定による変更の認定の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、その認定をするものとする。

一号から第三号までに掲げる基準を満たしていること。

二 当該公募占用計画の変更をすることについて、公共の利益の一層の増進に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること。

3 第十五条第五項及び前条第二項の規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

4 前条第一項の認定を受けた選定事業者は、第

一項ただし書の経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣及び国土交通大臣に届け出なければならない。

(促進区域内海域における海洋再生可能エネルギー発電設備に係る占用の許可等)

第十九条 選定事業者は、第十七条第一項の認定(前条第一項の規定による変更の認定を含む)を受けたと

以下「公募占用計画の認定」という)を受けたときは、公募占用計画の認定を受けた公募占用計画(変更があつたときは、その変更後のもの。

以下「認定公募占用計画」という)に従つて海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理をしなければならない。

2 国土交通大臣は、選定事業者から認定公募占用計画に基づき第十一条第一項の許可(同項第一号に係るものに限る。次項及び第二十一条第三項において同じ。)の申請があつた場合においては、当該許可を与えるべきである。

3 公募占用計画の認定がされた場合においては、選定事業者以外の者は、第十七条第二項(前条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の占用の期間内は、第十七条第二項の促進区域内海域の占用の区域については、第十一条第一項の許可の申請をすることができない。

(地位の承継)

2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定による変更の認定の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、その認定をするものとする。

一号から第三号までに掲げる基準を満たしていること。

二 当該公募占用計画の変更をすることについて、公共の利益の一層の増進に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること。

3 第十五条第五項及び前条第二項の規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

4 前条第一項の認定を受けた選定事業者は、第

の他当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な権原を取得した者(公募占用計画の認定の取消し)

第二十一条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、次に掲げる場合には、公募占用計画の認定を取り消すことができる。

1 選定事業者が第十九条第一項の規定に違反したとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定による行為により損失を受けた者に対し、その損失を補償しなければならない。

3 第一項の規定による行為によって生じた損失に對しては、国土交通大臣は、当該海洋再生可能エネルギー発電設備又は船舶、船舶用品その他の物件の所有者又は占有者に対し、その行為がなかつたならば通常生じなかつた損失及び通常得られる利益が得られなかつたことによる損失を補償しなければならない。

4 前項の規定により補償を受けることのできる者が金額の決定について不服があるときは、その金額の決定の通知を受けた日から六月以内に、国土交通大臣を被告として、訴えをもって金額の増加を請求することができる。

(監督処分)

2 第二十二条 第十四条第三項第一号に掲げる事項が定められた公募占用計画が第十七条第一項又は第十八条第一項の規定により認定されたときは、当該認定の日に当該事項に係る選定事業者に対する港湾法第三十七条第一項の許可があつた第一項の許可は、その効力を失う。

(港湾法の特例)

3 第二十二条 第十四条第三項第一号に掲げる事項が定められた公募占用計画が第十七条第一項又は第十八条第一項の規定により認定されたときは、当該認定の日に当該事項に係る選定事業者に対する港湾法第三十七条第一項の許可があつたものとみなす。

2 第十四条第三項第二号に掲げる事項が定められた公募占用計画が第十七条第一項又は第十八条第一項の規定により認定されたときは、港湾法第三十八条の二第一項又は第四項の規定による届出があつたものとみなす。

(第三節 監督等)

1 選定事業者の一般承継人

2 選定事業者から、認定公募占用計画に基づき設置及び維持管理が行われ、又は行われた

3 第二十三条 國土交通大臣は、非常災害が発生し、船舶の交通に支障が生じている場合において、緊急輸送の用に供する船舶の交通を確保す

るためやむを得ない必要があるときは、促進区

域内海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備又は船舶、船舶用品その他の物件を使用し、収用し、又は処分することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による行為により損失を受けた者に対し、その損失を補償しなければならない。

3 第一項の規定による行為によって生じた損失に對しては、国土交通大臣は、当該海洋再生可能エネルギー発電設備又は船舶、船舶用品その他の物件の所有者又は占有者に対し、その行為がなかつたならば通常生じなかつた損失及び通常得られる利益が得られなかつたことによる損失を補償しなければならない。

4 前項の規定により補償を受けることのできる者が金額の決定について不服があるときは、その金額の決定の通知を受けた日から六月以内に、国土交通大臣を被告として、訴えをもって金額の増加を請求することができる。

(監督処分)

2 第二十四条 国土交通大臣は、次に掲げる者に対して、工事その他の行為の中止、工作物若しくは船舶その他の物件(以下この条において「工作物等」という。)の撤去、移転若しくは改築、工事その他の行為若しくは工作物等により生じた若しくは生ずべき障害を除去し、若しくは予防するため必要な施設の設置その他の措置をとること又は原状の回復(第三項及び第九項において「工作物等の撤去等」という。)を命ずることができる。

1 第十条第一項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為をした者

2 第十条第一項の許可に付した条件に違反し

3 第二十三条 國土交通大臣は、非常災害が発生し、船舶の交通に支障が生じている場合において、緊急輸送の用に供する船舶の交通を確保す

るためやむを得ない必要があるときは、促進区

域内海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備又は船舶、船舶用品その他の物件を使用し、収用し、又は処分することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による行為により損失を受けた者に対し、その損失を補償しなければならない。

3 第一項の規定による行為によって生じた損失に對しては、国土交通大臣は、当該海洋再生可能エネルギー発電設備又は船舶、船舶用品その他の物件の所有者又は占有者に対し、その行為がなかつたならば通常生じなかつた損失及び通常得られる利益が得られなかつたことによる損失を補償しなければならない。

4 前項の規定により補償を受けることのできる者が金額の決定について不服があるときは、その金額の決定の通知を受けた日から六月以内に、国土交通大臣を被告として、訴えをもって金額の増加を請求することができる。

(監督処分)

2 第二十四条 国土交通大臣は、次に掲げる者に対して、工事その他の行為の中止、工作物若しくは船舶その他の物件(以下この条において「工作物等」という。)の撤去、移転若しくは改築、工事その他の行為若しくは工作物等により生じた若しくは生ずべき障害を除去し、若しくは予防するため必要な施設の設置その他の措置をとること又は原状の回復(第三項及び第九項において「工作物等の撤去等」という。)を命ずることができる。

1 第十条第一項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為をした者

2 第十条第一項の許可に付した条件に違反し

3 第二十三条 國土交通大臣は、非常災害が発生し、船舶の交通に支障が生じている場合において、緊急輸送の用に供する船舶の交通を確保す

るためやむを得ない必要があるときは、促進区

域内海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備又は船舶、船舶用品その他の物件を使用し、収用し、又は処分することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による行為により損失を受けた者に対し、その損失を補償しなければならない。

3 第一項の規定による行為によって生じた損失に對しては、国土交通大臣は、当該海洋再生可能エネルギー発電設備又は船舶、船舶用品その他の物件の所有者又は占有者に対し、その行為がなかつたならば通常生じなかつた損失及び通常得られる利益が得られなかつたことによる損失を補償しなければならない。

4 前項の規定により補償を受けることのできる者が金額の決定について不服があるときは、その金額の決定の通知を受けた日から六月以内に、国土交通大臣を被告として、訴えをもって金額の増加を請求することができる。

(監督処分)

2 第二十四条 国土交通大臣は、次に掲げる者に対して、工事その他の行為の中止、工作物若しくは船舶その他の物件(以下この条において「工作物等」という。)の撤去、移転若しくは改築、工事その他の行為若しくは工作物等により生じた若しくは生ずべき障害を除去し、若しくは予防するため必要な施設の設置その他の措置をとること又は原状の回復(第三項及び第九項において「工作物等の撤去等」という。)を命ずることができる。

1 第十条第一項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為をした者

2 第十条第一項の許可に付した条件に違反し

3 第二十三条 國土交通大臣は、非常災害が発生し、船舶の交通に支障が生じている場合において、緊急輸送の用に供する船舶の交通を確保す

るためやむを得ない必要があるときは、促進区

官 報 (号 外)

<p>三 偽りその他不正な手段により第十条第一項の許可を受けた者</p> <p>四 第十二条の規定に違反した者</p> <p>2 国土交通大臣は、前項第二号又は第三号に該当する者に対し、第十条第一項の許可を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、又は新たな条件を付することができます。</p> <p>3 第一項の規定により工作物等の撤去等を命じようとする場合において、過失がなくて当該工作物等を命ずべき者を確定することができないときは、国土交通大臣は、当該工作物等の撤去等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができます。この場合においては、相当の期限を定めて、当該工作物等の撤去等を行うべき旨及びその期限までに当該工作物等の撤去等を行わないときは、国土交通大臣又はその命じた者若しくは委任した者が当該工作物等の撤去等を行う旨を、あらかじめ、公表しなければならない。</p> <p>4 国土交通大臣は、前項の規定により工作物等を撤去し、又は撤去させたときは、当該工作物等を保管しなければならない。</p> <p>5 国土交通大臣は、前項の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者第九項において「所有者等」という。)に対し当該工作物等を返還するため、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定める事項を公示しなければならない。</p> <p>6 国土交通大臣は、第四項の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して三月を経過してもなお当該工作物等を返還することができない場合において、国土交通省令で定めるところにより評価した当該工</p>		<p>作物等の価額に比し、その保管に不相当な費用又は手数を要するときは、国土交通省令で定めることにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。</p> <p>7 国土交通大臣は、前項の規定による工作物等の売却につき買受人がない場合において、同項の価額が著しく低いときは、当該工作物等を廃棄することができます。</p> <p>8 第六項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。</p> <p>9 第三項から第六項までに規定する撤去、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他当該工作物等の撤去等を命ずるべき者の負担とする。</p> <p>10 第五項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第四項の規定により保管した工作物等(第六項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該工作物等の所有者は、国に帰属する。</p>	
<p>(報告の徴収等)</p>		<p>第二十五条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、第十条第一項の許可を受けた者(選定事業者を除く。)に対し必要な報告を求め、又はその職員に、当該許可に係る行為に係る場所若しくは当該許可を受けた者の事務所若しくは事業所に立ち入り、当該許可に係る行為の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。</p>	
<p>(権限の委任)</p>		<p>第二十六条 第十条第六項の規定に基づく占用料若しくは土砂採取料又は第二十四条第九項の規定に基づく負担金(第三項及び第四項において「負担金等」と総称する。)をその納期限までに納付しない者がある場合においては、国土交通大臣は、督促状によって納付すべき期限を指定して督促しなければならない。この場合において督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。</p>	
<p>(経過措置)</p>		<p>第二十七条 国土交通大臣は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備する場所に立ち入り、海洋再生可能エネルギー発電事業所に立ち入り、海洋再生可能エネルギー発電設備、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。</p>	<p>4 延滞金は、負担金等に先立つものとする。</p>
<p>(権限の提供)</p>		<p>第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に必要な事項は、命令で定める。</p>	<p>第四章 雜則</p>
<p>(権限の委任)</p>		<p>第二十九条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。</p>	
<p>(権限の委任)</p>		<p>第三十条 この法律に規定する経済産業大臣又は国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。</p>	
<p>(第五章 罰則)</p>		<p>第三十一条 国の職員が、第十七条第一項の認定に関し、その職務に反し、当該認定を受けようとする者に談合を喫すこと(当該認定を受けようとする者に談合を喫すること又はその他の方法により、当該占用公募の公正を害すべき行為を行ったときは、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。)</p>	

官 報 (号 外)

平成三十年十一月三十日

參議院會議錄第六号

投票者氏名

平成三十年十一月三十日

参議院会議録第六号

投票者氏名

三〇

島村	大君	末松 信介君	そのだ修光君
高野光二郎君	求君	滝沢 求君	高野光二郎君
塚田 一郎君	敬三君	武見 敬三君	高野光二郎君
當故 茂君	中川 雅治君	豊田 俊郎君	中川 雅治君
豊田 俊郎君	中川 雅治君	中西 哲君	中西 哲君
中西 哲君	中野 正志君	中野 正志君	中野 正志君
豊田 俊郎君	西田 昌司君	西田 昌司君	西田 昌司君
中西 哲君	羽生田 俊君	羽生田 俊君	羽生田 俊君
中野 正志君	馬場 成志君	馬場 成志君	馬場 成志君
二之湯 智君	林 芳正君	林 芳正君	林 芳正君
西田 昌司君	藤川 資麿君	藤川 政人君	藤川 政人君
中野 正志君	牧野 成志君	牧野 成志君	牧野 成志君
西田 新平君	松下 新平君	松下 新平君	松下 新平君
中野 正志君	松山 政司君	松山 政司君	松山 政司君
中野 正志君	丸山 和也君	丸山 和也君	丸山 和也君
中野 正志君	三原じゅん子君	三原じゅん子君	三原じゅん子君
中野 正志君	水落 敏栄君	水落 敏栄君	水落 敏栄君
中野 正志君	宮本 卓治君	宮本 卓治君	宮本 卓治君
中野 正志君	森まさこ君	森まさこ君	森まさこ君
中野 正志君	柳本 修路君	柳本 修路君	柳本 修路君
中野 正志君	山本 一太君	山本 一太君	吉川ゆうみ君

和田 政宗君	渡辺美知太郎君	秋野	渡辺
公造君	博崇君	河野 義博君	伊藤
高橋 克法君	芳文君	佐々木さやか君	魚住裕一郎君
高橋 克法君	宏文君	久武君	正士君
鶴保 康介君	鶴保 康介君	竹内	猛之君
柘植 宏文君	芳文君	西田	孝江君
柘植 宏文君	芳文君	真二君	美樹君
柘植 宏文君	芳文君	大作君	弘美君
柘植 宏文君	芳文君	谷合	秀規君
柘植 宏文君	芳文君	西田	秀規君
柘植 宏文君	芳文君	竹谷 とし子君	正士君
柘植 宏文君	芳文君	浜田	隆治君
柘植 宏文君	芳文君	高瀬 弘美君	孝江君
柘植 宏文君	芳文君	里見 隆治君	猛之君
柘植 宏文君	芳文君	山口 昌一君	美樹君
柘植 宏文君	芳文君	関口 昌一君	孝江君

和田 政宗君	渡辺	猛之君	渡辺
公造君	博崇君	佐々木さやか君	伊藤
高橋 克法君	芳文君	久武君	魚住裕一郎君
高橋 克法君	芳文君	竹内	正士君
鶴保 康介君	芳文君	西田	孝江君
柘植 宏文君	芳文君	真二君	美樹君
柘植 宏文君	芳文君	大作君	弘美君
柘植 宏文君	芳文君	谷合	秀規君
柘植 宏文君	芳文君	西田	秀規君
柘植 宏文君	芳文君	竹谷 とし子君	正士君
柘植 宏文君	芳文君	浜田	隆治君
柘植 宏文君	芳文君	高瀬 弘美君	孝江君
柘植 宏文君	芳文君	里見 隆治君	猛之君
柘植 宏文君	芳文君	山口 昌一君	美樹君
柘植 宏文君	芳文君	関口 昌一君	孝江君

和田 政宗君	渡辺	猛之君	渡辺
公造君	博崇君	佐々木さやか君	伊藤
高橋 克法君	芳文君	久武君	魚住裕一郎君
高橋 克法君	芳文君	竹内	正士君
鶴保 康介君	芳文君	西田	孝江君
柘植 宏文君	芳文君	真二君	美樹君
柘植 宏文君	芳文君	大作君	弘美君
柘植 宏文君	芳文君	谷合	秀規君
柘植 宏文君	芳文君	西田	秀規君
柘植 宏文君	芳文君	竹谷 とし子君	正士君
柘植 宏文君	芳文君	浜田	隆治君
柘植 宏文君	芳文君	高瀬 弘美君	孝江君
柘植 宏文君	芳文君	里見 隆治君	猛之君
柘植 宏文君	芳文君	山口 昌一君	美樹君
柘植 宏文君	芳文君	関口 昌一君	孝江君

和田 政宗君	渡辺	猛之君	渡辺
公造君	博崇君	佐々木さやか君	伊藤
高橋 克法君	芳文君	久武君	魚住裕一郎君
高橋 克法君	芳文君	竹内	正士君
鶴保 康介君	芳文君	西田	孝江君
柘植 宏文君	芳文君	真二君	美樹君
柘植 宏文君	芳文君	大作君	弘美君
柘植 宏文君	芳文君	谷合	秀規君
柘植 宏文君	芳文君	西田	秀規君
柘植 宏文君	芳文君	竹谷 とし子君	正士君
柘植 宏文君	芳文君	浜田	隆治君
柘植 宏文君	芳文君	高瀬 弘美君	孝江君
柘植 宏文君	芳文君	里見 隆治君	猛之君
柘植 宏文君	芳文君	山口 昌一君	美樹君
柘植 宏文君	芳文君	関口 昌一君	孝江君

和田 政宗君	渡辺	猛之君	渡辺
公造君	博崇君	佐々木さやか君	伊藤
高橋 克法君	芳文君	久武君	魚住裕一郎君
高橋 克法君	芳文君	竹内	正士君
鶴保 康介君	芳文君	西田	孝江君
柘植 宏文君	芳文君	真二君	美樹君
柘植 宏文君	芳文君	大作君	弘美君
柘植 宏文君	芳文君	谷合	秀規君
柘植 宏文君	芳文君	西田	秀規君
柘植 宏文君	芳文君	竹谷 とし子君	正士君
柘植 宏文君	芳文君	浜田	隆治君
柘植 宏文君	芳文君	高瀬 弘美君	孝江君
柘植 宏文君	芳文君	里見 隆治君	猛之君
柘植 宏文君	芳文君	山口 昌一君	美樹君
柘植 宏文君	芳文君	関口 昌一君	孝江君

官 報 (号 外)

平成三十年十一月三十日

參議院會議錄第六号

投票者氏名

有田	山本	藤井	林	芳正君
若松	博司君	牧野	福岡	資麿君
芳生君	謙維君	たかお君	政人君	健三君
山口那津男君	平木	堀井	松下	新平君
宮崎勝君	谷合	丸山	松山	政司君
西田	佐々木さやか君	和也君	丸山	和也君
杉	渡辺美知太郎君	周司君	森	三原じゅん子君
竹内	吉川ゆうみ君	柳本	まさこ君	水落 敏栄君
真二君	一太君	山田	宏君	宮沢 洋一君
大作君	和田政宗君	山田	修路君	宮本 周司君
正明君	公造君	山田		
勝君	義博君	山本		
勝君	佐々木さやか君	山本		
勝君	佐々木さやか君	山本		
勝君	佐々木さやか君	山本		

藤井	平野	達男君
古川	舞立	昇治君
丸川	松村	基之君
三木	溝手	眞也君
三宅	宮島	俊治君
森屋	元榮太一郎君	るい君
山下	喜文君	祥史君
山田	顕正君	珠代君
山谷えり子君	亨君	
山本	雄平君	
山本	俊男君	
吉田	俊三君	
渡辺	喜江君	
伊藤	博美君	
熊野	猛之君	
里見	渡邊	
高瀬	孝江君	
竹谷	正士君	
新妻	弘美君	
秀規君	隆治君	
浜田	魚住裕一郎君	
矢倉	正士君	
三浦	正士君	
山本	正士君	
横山	信祐君	
相原久美子君	克夫君	
石橋	香苗君	
通宏君	昌良君	

江崎 小川 敏夫君 孝君
神本美恵子君 洋之君
那谷屋正義君 博一君
野田 鉢呂 真山 吉雄君
宮沢 伊藤 蓮 由佳君
大塚 磯崎 耕平君 舫君
川合 古賀 孝典君 哲史君
柳田 森本 舟山 德永
浜口 榊葉賀津也君 工リ君
市田 紙 忠義君 稔君
倉林 村 真治君 誠君
片山虎之助君 仁比 智子君
武田 田村 智子君 明子君
石井 添 良介君 苗子君
東 拓君 智子君
清水 貴之君 徹君
藤巻 健史君 幸平君
青木 愛君

小川	勝也君	白	眞勲君	嘉隆君	川田	龍平君
斎藤		杉尾	秀哉君		風間	直樹君
		福山	哲郎君		難波	獎二君
		牧山	ひろえ君			
		吉川	沙織君			
		足立	信也君			
		石上	俊雄君			
大島	九州男君	大野	元裕君			
		小林	正夫君			
		櫻井	充君			
田名部	匡代君	浜野	喜史君			
		増子	輝彦君			
		矢田	わか子君			
		井上	哲士君			
		岩瀬	友君			
		吉良	よし子君			
		小池	晃君			
大門	実紀史君	辰巳	孝太郎君			
		山下	芳生君			
木戸口	英司君	浅田	均君			
		石井	章君			
		片山	大介君			
		儀間	光男君			
		高木	かおり君			
		室井	邦彦君			

反対者氏名

福島みづほ君
森 ゆうこ君
行田 邦子君
松沢 成文君
薬師寺みちよ君
糸数 慶子君
長浜 博行君
山口 和之君

名

又市 征治君
山本 太郎君
中山 恭子君
アントニオ猪木君
伊波 洋一君
郡司 彰君

官 報 (号 外)

第明治
三十五年三月三十日
種郵便物認可日

平成三十年十一月三十日

參議院會議錄第六号

一一一

發行所
二東京一 番五〇 五都港 立行司法 人國立印 刷局
虎ノ門四 五二丁目
電話
03 (3587) 4294
定価
一本一 部 一一八円 一〇巴